

浜松市まちなか定住促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、立地適正化計画で設定した居住誘導区域（以下「まちなか」という。）への定住を促し、賑わいと創造性あふれる住まいづくりを推進することを目的として、市民の快適な暮らしを支える持続可能で効率的な都市構造を実現するため、まちなかへ移住する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 浜松市まちなか定住促進補助金の交付を受け、補助対象となる工事や取得にかかる契約を結ぶ者をいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 移転 居住実態及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録（以下「住民登録」という。）を新たな住所地に異動することをいう。
- (4) 移転世帯 居住誘導区域内に定住するため移転する、独立した生計を営む世帯のことをいう。
- (5) 子世帯 小学生以下の子ども（胎児を含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (6) 親世帯 小学生以下の子ども（胎児を含む。）の祖父母を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (7) 三世代同居等 親世帯と子世帯が、浜松市内において同居または隣接もしくは建築敷地の最短の直線距離で100m以内に居住することをいう。
- (8) 補助対象世帯員 申請者世帯及び申請者と同居（申請者と「浜松市パートナーシップ」又は「静岡県パートナーシップ」の宣誓をした者を含む。）または三世代同居等をしようとする世帯の世帯員のことをいう。
- (9) 特例世帯 居住誘導区域内から居住誘導区域内に移転し、新たに三世代同居等をする世帯のことをいう。ただし、直近1年以内に住民登録により親世帯と子世帯が三世代同居等をしていないこと。
- (10) 加算世帯 居住誘導区域外から居住誘導区域内で親世帯と子世帯のいずれかが新たに三世代同居等をする世帯のことをいう。ただし、直近1年以内に住民登録により親世帯と子世帯が三世代同居等をしていないこと。
- (11) 着手 工事（工事請負契約書に掲げる作業）に着工する時、取得をする際ににおける契約をする時及び住民票の異動をする時をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 第7条の浜松市まちなか定住促進補助金申出書を提出した場合における申出日（以下、「申出日」という。）、または第7条の浜松市まちなか定住促進補助金申出書を提出していないときは第10条の浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書を提出した場合における申請日時点（以下、「申請日」という。）から遡って移転世帯が直近1年以内に住民登録により本市の居住誘導区域内に居住していないこと。ただし、特例世帯は除く。
- (2) 第7条の浜松市まちなか定住促進補助金申出書を提出した場合における申出日、または第7条の浜松市まちなか定住促進補助金申出書を提出していないときは第10条の浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書を提出した場合における申請日時点において、確認可能な直近1年間の申請者の世帯所得が750万円以下であること。ただし、三世帯同居等の場合は子世帯の世帯所得が750万円以下であること。
- (3) 三世帯同居等の場合、第7条の浜松市まちなか定住促進補助金申出書を提出した場合における申出日、または第7条の浜松市まちなか定住促進補助金申出書を提出していないときは第10条の浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書を提出した場合における申請日時点において、子世帯は、小学生以下の子ども（胎児を含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯であること。ただし、第8条の浜松市まちなか定住促進補助金申出確認書の通知を受けた申請者、または第11条の浜松市まちなか定住促進補助金交付決定通知書の通知を受けた申請者が第10条の浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書を提出した年度内に出産することが明らかになった場合は、予算が確保できる場合に限り第2条第10号の加算世帯として第10条の浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書または第12条の浜松市まちなか定住促進補助金変更承認申請書を提出することができる。
- (4) 移転世帯の移転前の住宅敷地が居住誘導区域外の過半に存する住宅であること。
- (5) 移転世帯の移転後の住宅敷地が居住誘導区域内の過半に存する住宅であること。ただし、災害リスクエリアへは建物が入らないこと。
- (6) 補助対象世帯員の人数の合計が2人以上であること。
- (7) 補助対象世帯員において市税並びに浜松市営住宅の家賃、駐車場使用料、共益費、及び損害金を完納していること。
- (8) 補助対象世帯員に規則第3条第3項各号のいずれかに該当すると認める者を含めないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は別表1に掲げるものとし、第14条の実績報告を行った時点で、居室、寝室、浴室、洗面所、台所及びトイレの設備を有し、独立して居住できる建築物とする。ただし、店舗等の用途を兼ねる場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満とする。あわせて、別表1に掲げる住宅を補助対象と

する。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる費用（以下、「補助対象経費」という。）と補助金の額は、別表2に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第6条 次に掲げるものは、補助対象としない。

- (1) 別表2に規定する補助対象経費が他の公的制度による補助等を受けた部分。
- (2) 過去に補助対象世帯員が受けた別表2に規定する補助対象経費。
- (3) 別表2に規定する補助対象経費について、第7条の補助金交付申請予定の申出を提出した場合における第8条第1項の規定に基づく補助金交付申請予定の確認前に着手した場合、または第7条の補助金交付申請予定の申出を提出していない申請者が第10条の補助金交付申請書を提出した場合における第11条第1項の交付決定前に着手した場合、当該内容に係るすべての経費。

(補助金交付申請予定の申出)

第7条 補助金の交付申請を予定している補助対象者（以下「申出者」という。）は、着手する前に、浜松市まちなか定住促進補助金申出書（第1号様式）に、次に定める書類を添付して、市長に提出することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これらの書類の一部の添付を省略することができる。

(1) 別表2の区分（1）における添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 補助対象世帯員全員の住民票の写し

イ 「浜松市パートナーシップ」又は「静岡県パートナーシップ」の宣誓をした者にあつてはパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し

ウ 特例世帯または加算世帯において、小学生以下の子どもがいない子世帯で、胎児がいる場合は、出産予定であることが分かる書類の写し

エ 申請者の世帯所得のわかる課税証明書等。ただし、三世帯同居等の場合は、子世帯の世帯所得のわかる課税証明書

オ 補助対象世帯員に市外在住者がいる場合は、当該者が在住する市町村の納税証明書

カ 補助対象経費及び内訳が確認できる見積書等の写し

キ 補助の対象となる住宅の案内図

ク 移転世帯の移転前の住宅が浜松市内の場合は移転前の住宅の案内図

ケ 全景が確認できる現況写真

コ 各階の平面図

サ 配置図

シ 新築においては建築基準法に基づく確認済証（以下「確認済証」という。）の写し。ただし、現在建築基準法に基づく確認（以下「建築確認」という。）の申請中であるときは、確認申請書（建築物）の写し。取得においては建築基準法に基づく検査済証（以下「検査済証」という。）の写しまたは工事が行われたことが確認できる書類

ス 新築で補助対象世帯員以外に当該土地の所有者がいる場合は、対象工事を行う土地の所有者の承諾書（第1号の2様式）

セ 取得においては建物の登記事項証明書（全部事項証明書）または建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの

ソ 併用住宅または併用住戸の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

タ その他市長が特に必要があると認める書類

(2) 別表2区分(2)における添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 前号アからクに掲げる書類

イ 増築または改修する部分の内観及び外観の現況写真並びに工事位置を示すもの

ウ 各階の平面図

エ 配置図

オ 建築確認を必要とするものにおいては、確認済証の写し。ただし、現在申請中であるときは、確認申請書（建築物）の写し

カ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）または建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの

キ 補助対象世帯員以外に当該住宅の所有者がいる場合は、対象工事を行う住宅の所有者の承諾書（第1号の2様式）

ク 併用住宅または併用住戸の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

(3) 三世同居等の場合、(1)または(2)に掲げる書類に加え、次に掲げるものとする。

ア 親世帯と子世帯の親子関係が分かる戸籍全部事項証明書等の写し

イ 移転後に親世帯と子世帯の住所が違う場合は、引越し後の親世帯と子世帯の住宅位置及び距離を示すもの

(補助金交付申請予定の確認)

第8条 市長は、前条に基づく申出があったときは、内容を審査し、補助要件に該当すると確認したときは、速やかに浜松市まちなか定住促進補助金申出確認書（第2号様式）により申出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助要件に該当しないとしたときは、補助金交付対象に該当しない旨の通知（第3号様式）により申出者に通知するものとする。

(申出の取下げ)

第9条 前条第1項に基づく浜松市まちなか定住促進補助金申出確認書(第2号様式)の通知を受けた申出者が、申出の内容の取下げをする場合は、申出取下げ届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第10条 第8条第1項に基づく浜松市まちなか定住促進補助金申出確認書の通知を受けた申請者は、申出をした年度内に、浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書(第5号様式)に、次項に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、完了が翌年度になる場合においては、翌年度4月中に申請を行うこととする。また、添付する書類において、補助金交付申請予定の申出時点から内容に変更がないときは、これらの書類の全部または一部の添付を省略することができる。

2 第7条に基づく浜松市まちなか定住促進補助金申出書(第1号様式)を提出しない場合において、申請者は、着手する前に、浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書(第5号様式)に第7条の(1)から(3)に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び条件)

第11条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第6条第1項の規定により申請者に対して、次に掲げる事項を交付の条件として付し、浜松市まちなか定住促進補助金交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者は、補助の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (2) 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないとき、速やかに補助金を交付しない旨を補助金不交付通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第12条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた申請者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 第11条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者が、補助内容の取下げをする場合は、交付申請取下げ届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日）までに、速やかに実績報告書（第11号様式）に、次に定める書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 別表2の区分（1）または（2）における添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 移転世帯の住民票の写し

イ 領収書の写し等、補助対象経費の支出が分かる書類

ウ 他の制度による補助を受けた場合は、浜松市まちなか定住促進補助金と補助対象経費が同一でないことを確認できる書類

エ 契約書の写し

オ 工事を伴う場合は工事した部分の内観・外観写真及び工事位置を示すもの

カ 建築確認を行った場合は、検査済証の写し

キ 新築及び取得においては、登記事項証明書（全部事項証明書）の写し

ク その他市長が特に必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定に基づく実績報告があったときは、内容について審査を行うとともに、適合すると認めるときは額を確定し、補助金交付確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 申請者は、前条に基づく確定通知書を受領した後、速やかに請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市は、前条に基づく補助金の請求から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第18条 市長は、申請者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条及び第4条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第15条の補助金交付確定通知日から5年を経過する前に、正当な理由なく住民票の異動を伴う移転や同居等の状態を解消したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(調査等への協力)

第19条 この要綱に基づく補助を受けた者は、市長の行う浜松市まちなか定住促進補助金に関わる調査に協力するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第20条 補助事業者は、第18条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和6年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。ただし、第8条第1項に基づく浜松市まちなか定住促進補助金申出確認書の通知を受けた申請者は、令和5年4月1日から適用可能とする。

別表1（第4条関係）

補助の対象となる住宅は、第4条に示すもので以下の区分ごとの条件を満たすものとする。

区分	補助の対象となる住宅
新築	補助対象世帯員が自ら居住するために申請者が新築する市内の住宅
取得	建物の登記事項証明書(全部事項証明書)で建築年次や従前の所有者の情報から事業者が新築して販売している分譲マンションもしくは分譲住宅では無いことが確認できる市内の住宅
増築・改修	補助対象世帯員が自ら所有している居住誘導区域内の住宅

別表2（第5条関係）

補助額は、区分（1）が補助対象経費の2分の1以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、区分（2）が補助対象経費の10分の1以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、下表に示す額の合計を限度とする。

区分	補助対象経費 （算定に当たり、消費税及び地方消費税は除いた金額とする。）	補助限度額	加算世帯の補助限度額
（1） 新築・ 取得費用	補助対象世帯員（特例世帯を含む）が自ら居住する居住誘導区域内の住宅の新築または取得に要する費用	50万円	100万円
（2） 増築・ 改修費用	同居をするために補助対象世帯員（特例世帯を含む）が自ら所有している居住誘導区域内の住宅の増築または改修に要する費用（対象範囲は別表3による）	25万円	50万円

なお、区分（1）に規定する新築・取得費用と区分（2）に規定する増築・改修費用は、併用して補助を受けることはできないものとする。

別表3（第5条別表2区分（2）関係）

増築または改修とは、同居をするために住宅の性能・機能等を向上させる工事をいい、現状を維持または以前の状態に回復するための補修工事は対象外とする。

工事の内容
浴室、台所、玄関、トイレ、洗面所、居住部屋の増設・改修、間取りの変更
上記改修に伴う給排水、ガス、電気の設備の改修
その他市長が認める工事